

放課後児童クラブ運営事業者の公募について

笠間市放課後児童クラブの運営事業者（受託希望法人）を公募します。

受託を希望する法人は、下記に定めた事項に基づき申請書に必要な書類を添付のうえ申請してください。

記

1. 委 託 方 針 民間の持つ知識、技能、人材を活用し放課後児童健全育成事業の充実に資することを目的とし、運営業務の委託をする。
2. 事 業 概 要 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生児童を対象に放課後や学校長期休業日等に、家庭に代わり該当児童の保護育成をする。
3. 委 託 業 務 別紙3「放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。なお、
1 法人が複数の業務の受託を希望することも可能とする。
①稲田小児童クラブ運営業務委託（別紙3-1）
②宍戸小児童クラブ運営業務委託（別紙3-2）
③大原小児童クラブ運営業務委託（別紙3-3）
4. 委 託 (契 約) 期 間 平成31年4月1日から平成34年3月31日（3年間）
5. 委 託 限 度 額 次の①～③のとおり
①稲田小 3年間 21,270,000円（1年換算@7,090,000円）
②宍戸小 3年間 39,450,000円（1年換算@13,150,000円）
③大原小 3年間 21,390,000円（1年換算@7,130,000円）
※本事業における消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1第7号により、非課税として取り扱う。
6. 選 考 方 法 プロポーザル（企画・提案）方式
選考日 平成31年 1月28日（予定）
（時間等詳細は、応募期間終了後に、受託希望法人へ通知します）

7. 応募資格 笠間市内に事務所（事業所）を有する学校法人，社会福祉法人，
NPO法人（特定非営利活動法人）※注1に限る。
※注1 NPO法人は，子どもの健全育成を図る活動をする団体に限る
ものとする。
8. 提出書類 別紙2「放課後児童クラブ運営業務受託申請書類一覧」のとおり
9. 提出方法 提出先に直接持参するか郵送のいずれかに限る。（FAX不可）
10. 応募期限 平成31年 1月15日（水）まで（必着）
12. 提出先・問合せ先 〒309-1792
笠間市中央三丁目2番1号
笠間市役所子ども福祉課 児童支援グループ
電話 0296(77)1101（内線164）
13. 注意事項 1) 提出書類は，別紙2「放課後児童クラブ運営業務受託申請書類
一覧」に定められた部数を提出すること。
2) 提出書類の受付は，平日の午前8時30分から午後5時15分
までとする。（土・日・祝日の受付は不可）
3) 契約書類に必要となる収入印紙については，受託法人が負担す
ること。